12/5 朝日

論説

2022・12・5

# 被害に見合う基準に

## 原発事故の賠償

東京電力福島第一原発事故を巡り、国が「中間指針」で示した賠償基準の見直しに向けた検討が、文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会（原賠審）で始まった。

現行の賠償基準は、原賠審が原発事故後の二〇一一年八月、賠償の対象や金額の基準を中間指針としてまとめたもので、二三年十二月に一部改定した。約九年ぶりの基準見直しでは、どこまで被害実態に即した賠償の仕組みにできるかが焦点になる。

東電は中間指針に基づき、各地に避難した住民らに一律月十万円の慰謝料のほか、風評被害など個別の損害に賠償してきた。

しかし、現行の賠償基準は交通事故の自賠責保険を参考に策定されたため、原発事故の過酷な被害は考慮されていない。

基準の見直しは、被災者らが東電や国を相手に起こした七件の集団訴訟で、東電に対して中間指針を上回る賠償を命じる判決が今年三月、最高裁で確定したことがきっかけだ。

住民は事故当時、放射線に関する情報が不足する中、被ばくの不安を抑えながら、避難や移住を迫られ、かけがえのない故郷での暮らしを奪われた。

放射線量が低減して故郷に戻っても、その姿は事故前と一変し、精神的苦痛などを被った。

原賠審の依頼を受け、弁護士や学者らの専門家が判決内容を分析した最終報告書は、基準の見直しに当たり、従来の賠償の枠組みは維持しつつ、救済の対象や地域を新たに広げ、慰謝料を上乗せするよう求めている。

また、故郷の喪失や変容などへの考慮も必要としている。

避難者には、国の指示は受けなかったものの自主的に避難した人も数多くいる。報告書はこうした住民への対応も求めている。

今回の基準見直しは被災者が待ち望んだものだが、時間がかかりすぎたことは否めない。

現不足な被害に苦しむ人たちが救済の網から取りこぼされてはならない。基準の見直しには、被災者の声や自治体の要望にも耳を傾けるべきだろう。

東電は中間指針を上回る賠償をかたくなに拒んできた。東電に賠償責任があると認めた最高裁の判断を真摯に受け止め、見直し後の新しい基準に基づいて被災者との賠償交渉に臨まねばならない。